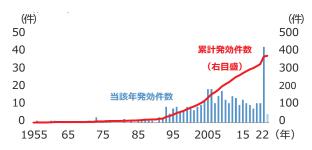
第3節 世界と日本のFTAの現状

(1)世界のFTA概観

■2021年のFTA 発効件数は過去最高

ジェトロ調べでは、2022年 6 月末時点で発効済みの自由貿易協定(FTA)は380件に上る(図表 $\mathbb{H}-31$) 19 。このうち、2021年に発効したFTA件数は43件で、2005年と2006年の19件を大幅に上回り、過去最高を記録した。

図表Ⅲ-31 世界の発効済みFTA件数(発効年別)



(注) 2022年6月末時点。 (出所) ジェトロ調べ

2021年に発効したFTAを国・地域別にみると、英国が締約国となっているFTAが43件のうち38件を占めた。英国のEUからの離脱(ブレグジット)後の移行期間が2020年12月31日に終了することから、FTA締結に向けた動きが活発化した。英国に次いで多いのは、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス、モーリシャスで、それぞれ3件ずつを占めるが、英国との案件が含まれる。

2022年($1 \sim 6$ 月)には、5 件のFTAが発効した。これらのなかには、RCEP協定が含まれる。2020年11月に15カ国が署名したRCEP協定は、ASEAN加盟国のうち6カ国、ASEAN加盟国以外の3 カ国が批准書、受諾書、または承認書を寄託者(ASEAN事務局長)に寄託した日の後60日で、寄託をしたこれらの国で効力が生じる。オーストラリアとニュージーランド両国が2021年11月2日に批准書を寄託者である ASEAN事務局長にそれぞれ寄託した。ブルネイ、カンボジア、中国、日本、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム(アルファベット順)がすでに寄託を済ませていたことから、オーストラリアとニュージーランドの寄託によって、発効要件が充足。これら10 カ国で2022年1 月1 日に発効する運びとなった。その後、韓国に対しては2 月1 日、マレーシアに対して

は3月18日に発効した。残りの3カ国については、批准 書などを寄託した国から順次、同協定の適用対象となる²⁰。

■2021年以降の新規交渉開始、UAEが顕著に

交渉中(中断中を含む)のFTAは117件に上る。交渉参加国・地域別にみると、トルコが17件で最大(図表Ⅲ-32)。アラブ首長国連邦(UAE)(13件)、韓国、インド、カナダ(それぞれ12件)が続く。トルコについては、日本との間で日・トルコ経済連携協定(EPA)交渉が行われているが、2019年9月30日~10月4日まで開催され第17回会合以降は動きがない。トルコはその他に、メルコスール、インドネシア、GCCなどと交渉中である。

図表Ⅲ-32 交渉中のFTAが多い国・地域

国・地域	交渉中	(参考) 発効済み・署名済み FTA
トルコ	17	32
アラブ首長国連邦	13	9
韓国	12	24
インド	12	18
カナダ	12	16
EU	11	41
中国	10	21
英国	9	40
バーレーン	9	7
日本	6	21

〔注〕 ①2022年6月末時点。

②「交渉中」には既存FTAへの加入交渉や見直し交渉は含まない。

③「交渉中」には交渉中断中や交渉開始合意を含む。

④交渉中件数上位9カ国・地域と日本を掲載。

〔出所〕ジェトロ調べ

続くUAEは2021年以降、相次いで交渉を開始している(図表Ⅲ-33)。UAEは建国50周年となる2021年を契機に、これに続く50年を国家の経済や政治のさらなる発展を目指す「新たな成長段階」と位置づけ、輸出拡大のため8カ国との包括的経済協定の締結を目標の1つに掲げている²¹。イスラエルとは2021年6月、インドネシアとインドとは同年9月、韓国とは同年10月、またトルコは2022年2月に交渉開始を相次いで発表した。なかでも、イスラエルとの間では2022年5月に署名したほか、インドとの間では同年5月に発効した。これらのほかにも、オーストラリア側から3月、包括的経済連携協定(CEPA)を追求することが発表された。両国は近い将来の正式な交渉開始を視野に入れ、予備的な協議や国内での議論をできる限り早期に実施することで合意した。

¹⁹ 本資料における「自由貿易協定:FTA」は、物品貿易以外の幅 広い対象分野をカバーする経済連携協定(EPA)を含めている。

²⁰ RCEP協定の詳細については、本節(2)。

²¹ インド、インドネシア、トルコ、英国、イスラエル、ケニア、 韓国、エチオピア。

3番目には、韓国、インド、カナダがならぶ。このう ちインドは2021年5月、英国との交渉開始に合意し、2022 年1月に交渉開始を発表した。また、UAEとは2021年9 月にCEPA 交渉開始を発表し、2022年2月に署名、同年 5月に発効した。インドはこれら新たな交渉の立ち上げ のみならず、中断していた交渉も再開させている。オー ストラリアとの間では、2011年に交渉開始に合意し、2015 年までに議論が進められたが、その後に交渉は中断して いた。2021年10月に包括的経済協力協定(CECA)の締 結に向けた交渉再開が発表され、2022年4月には暫定協 定である経済協力・貿易協定に署名した。今後もCECA の締結に向けて取り組むとしている。また、EUとの間 では2007年に交渉が開始したものの、2013年以降は事実 上停止していた。2021年5月に交渉再開に合意、2022年 6月に交渉再開を発表した。また、カナダとの間では2017 年8月の会合を最後に交渉は停止していたが、2022年3 月に交渉再開に合意した。

なお、日本は、①日・トルコEPA、②日・コロンビア EPA、③日中韓FTA、④日・GCC・FTA、⑤日韓EPA、

図表Ⅲ-33 2021年以降に交渉開始を公表した主なFTA

通し	表Ⅲ-33 2021年以降に交渉開始を公表した主なFTA				
番号	交渉国・地域		年	月	主な経緯
1	韓国	ウズベキスタン		4	交渉開始宣言
2	パキスタン	アゼルバイジャン		1	交渉開始
3	EFTA	モルドバ	3	第1回交渉実施	
4	インド	英国		5	交渉開始合意(2022年1月交渉開始発表)
5	スリランカ	バングラデシュ			交渉開始
6	カナダ	インドネシア		6	交渉開始発表(2022年3月第1回交渉)
7	アラブ首長国連邦	イスラエル	2021		交渉開始(2022年5月署名)
8	パキスタン	ウズベキスタン	2021	7	交渉開始(2022年3月署名)
9	チリ	トリニダード・トバゴ		8	交渉開始
10	アラブ首長国連邦	インドネシア		0	交渉開始
11	アラブ首長国連邦	インド	10	交渉開始(2022年2月署名、5月発効)	
12	アラブ首長国連邦	韓国		交渉開始	
13	カナダ	ASEAN		11	交渉開始合意
14	インドネシア	メルコスール		12	交渉開始合意発表
15	英国	グリーンランド		1	交渉開始
16	インド	ウズベキスタン		1	交渉開始
17	アラブ首長国連邦	トルコ			交渉開始合意
18	アラブ首長国連邦	チリ			交渉開始
19	中国	エクアドル	2022	2	交渉開始合意(4月第1回首席交渉官会議 実施)
20	アラブ首長国連邦	コロンビア			第1回交渉
21	カナダ	英国		3	交渉開始
22	EAEU	インドネシア		5	交渉開始決定
23	英国	メキシコ		3	交渉開始
24	英国	GCC		6	交渉開始発表

〔注〕 ①2022年6月末時点。

- ②「交渉中」には既存FTAへの加入交渉や見直し交渉は含まない。
- ③交渉開始の発表のみで、交渉会議が行われていない案件なども含む。
- ④赤太字はアラブ首長国連邦。
- ⑤ EAEUはユーラシア経済連合(ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア、キルギス)。

〔出所〕ジェトロ調べ

⑥日・カナダEPAの6件である。

(2) 主要なFTAの動向

■英国の加入プロセスが今後のモデルか

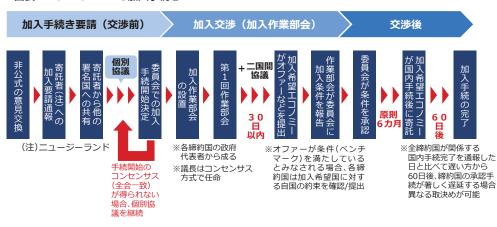
CPTPPについては、英国が2021年2月に加入要請を寄託者であるニュージーランドに通報した。CPTPPへの加入希望は英国にとどまらない。2021年9月に中国と台湾が、また同年12月にはエクアドルが加入申請を行ったことが発表された。他にも、韓国企画財政部が2022年4月、ホン・ナムギ副総理兼企画財政部長官主宰による対外経済長官会議を書面方式で開催し、「CPTPP加入推進計画」を議決したと発表。議決により、CPTPP加入のための手続きが進められている。

加入は、CPTPP第30章(最終規定)の第30.4条に定められている。同条は、CPTPPが協定上の義務を履行する用意のある国または関税地域に開放されていることを明記している。開放の範囲は、アジア太平洋経済協力(APEC)枠組みに参加または締約国が合意する国・関税

地域として、締約国が認めれば地域的な制約はない。

手続き面では、各締約 国の政府代表(閣僚また は上級職員) で構成され る CPTPP 委員会が2019 年1月に詳細を定めた附 属書を採択している(図 表Ⅲ-34)。加入要請前の 段階では、加入を希望す るエコノミー(国・地域) が非公式に締約国と意見 交換を行う。加入手続き 開始のコンセンサスが得 られるまでは、締約国か らの質問や懸念に対処す ることが奨励される。こ れは、交渉手続きを構成 するものではないが、締 約国が了承しない限り、 交渉入りが難しいことを 意味している。

英国の申請から約4カ 月後、2021年6月2日に 加入手続きの開始が決定 された。同日には、具体



〔出所〕CPTPP委員会決定2の附属書から作成

的な検討を行う作業部会が設置され、議長国には日本が任命された。作業部会の第1回会合は、同年9月28日にオンライン形式で開始し、2022年2月18日に終了した。会合では、締約国から英国に対して、CPTPPの義務を順守するための取り組みに関する説明のほか、順守に必要な追加的な国内法規制の変更箇所を特定するよう求めたとされる。また締約国からは、附属書に則り会合後30日以内に、市場アクセスのオファーに加えて、CPTPPの義務の例外とする非適合措置(NCMs)を提出するよう英国に伝達された。

オファーの水準について、附属書では、「最も高い水準」を与えることが加入希望エコノミーには求められる。対象分野としては、物品やサービスに加え、投資や金融サービス、政府調達、国有企業、ビジネス関係者の一時的な入国が含まれる。また、CPTPPの「全ての既存のルールに従うための手段」を示すことも条件となる。提出されたオファーなどがこれらのベンチマークに合致した場合、締約国が自らの市場アクセスの約束を確認・提出する流れとなっている。

「最も高い水準」の定義について、特段発表されたものはない。英国がこれまで締結した貿易協定が参考指標となる可能性はある。CPTPP締約国との間で、英国は日本、カナダ、メキシコ、チリとは貿易協定(EU離脱後の継続協定を含む)を有している。また英国は、WTO上の政府調達協定(GPA)を締結している。これら協定における市場アクセスの水準を大きく下回る際は「最も高い」とは言い難い。ただし、附属書では、オファーは「バランスのとれた結果の中で」「締約国にとって商業的に意味のある市場アクセスを提供」するとの表現があり、個別の交渉分野で水準達成を判断せずとも、分野全体で締約国にベンチマークを満たしたかを判断する余地が与えられている。また、締約国による関税等の撤廃内容も

参加希望エコノミーのオファー水準の「指針となるべき」としている。締約国の関税撤廃率は品目数・貿易額ベースともに99~100%(日本はともに95%)に達している。

■中国と台湾の扱いは議論が 長期化する可能性

英国の申請から約7カ月後 に申請を行った中国と台湾に ついては、正式な加入手続き

は開始されていない。台湾は、締約国との非公式協議を継続中としている。台湾の蔡英文総統は、加入申請直後に「(CPTPPの)全てのルールを受け入れる用意がある」と発言した。台湾は、申請後の2022年2月、日本の福島など5県産の食品について、11年ぶりに輸入規制を緩和している。他方、中国外交部の報道官は「中国は、いかなる国が台湾と公式の往来をすることにも断固反対する」と述べ、台湾がいかなる公式の協定や組織に加入することも反対している。ハドソン研究所のライリー・ウォルターズ副部長は「台湾はCPTPPのルール水準を満たすことは比較的容易な一方、CPTPP締約国が台湾の加入を認めることは政治的に困難」と指摘する。

中国については、CPTPPの自由化水準を満たすのが困 難ではないかとの見方がある(本章第1節(3))。中国 が受け入れ困難と指摘される主な分野としては、労働、 電子商取引、国有企業などがある(図表Ⅲ-35)。例え ば、中国は国内で労働組合を組成する権利が保障されて おらず、また新疆ウイグル自治区では強制労働が解消さ れていないとの向きがある。また、2021年に施行したデー タセキュリティ法と個人情報保護法による、データの越 境移動制限やデータローカライゼーション要求が CPTPPの規律と矛盾しているとの指摘が出ている。国有 企業については、CPTPPで「非商業的な援助」が禁止さ れる。CPTPPの規律水準と中国の国内制度を照らした場 合、中国がCPTPPの「全てのルールを受け入れる用意 があるか」は検証の余地が大きいといえる。さらに、関 税撤廃率についても、CPTPPの関税撤廃率と比べて、例 えば中国がRCEPで日本含む14カ国に提供する関税撤廃 率は低い。

締約国の多くは、中国と台湾の加入要請に対して、 CPTPPの規律水準を満たすことが前提という点を強調 しつつ、今後の見極めが必要との姿勢をとっている。豪 州のテハン貿易・観光・投資相は、記者会見(2021年9 月21日)で「同協定が求める高水準の要件を満たすとと

図表Ⅲ-35 中国のCPTPP加入で課題とされる分野

	DESCRIPTION OF THE MIXTURE CONTROL OF THE PROPERTY OF THE PROP			
項目	CPTPPの内容	中国の状況		
労働		中国は①に関する基準・条約を批准しておらず、国内労働者は自ら選択する労働組合を結成する権利が保障されず(すべての組合は中華全国総工会に加盟)。②は、2022年4月に「強制労働条約」と「強制労働廃止条約」の批准し、強制労働を国内法で禁止するも、新疆ウイグル自治区などで欧米などから課題ありとの指摘がある。		
電子商取引	移動を許可する義務、②自国内にコンピューター設備などの設置を義務付けることの禁止(データローカライゼーション禁止)、③ソフトウェ	中国が加盟済みのRCEPでは、①、②を規定済み、③は今後の対話の対象とする旨記載。ただし、①、②については「正当な公共政策目的の達成のために必要と自国が認める」場合を例外とし、「安全保障例外」も設けている。		
国有企業	は、直接的な資金の移転、贈与や債務免除、商業的に利用できる条件よりも有利な条件による貸付、債務保証などを指す。「非商業的な援助」	中国の「国有企業改革3年行動方案(2020~22年)」は国家の経済安全保障を確保する局面での国有企業の活用や国有企業間の企業結合の促進などCPTPP国有企業章と抵触の恐れのある方向性あり。中国が最近署名・合意した貿易・投資協定はCPTPP国有企業章の水準		
関税	CPTPPでは、日本にとっての相手国10カ国側の工業製品関税撤廃率 (品目数ベース) は99.9%。	中国が加盟済みのRCEPでは、日本にとっての相手国14カ国側の工業製品関税撤廃率(品目数ベース)は91.5%(中国は86.3%)。		

〔出所〕経済産業研究所「中国のCPTTP参加意思表明の背景に関する考察(改訂版)」などから作成

もに、WTOや既存の貿易協定におけるコミットメントも順守する必要がある」と述べた。シンガポールのガン・ キムヨン貿易産業相は議会答弁(同年10月5日)で、「協 定の水準を満たす意欲と能力を有する全ての国・地域に 開かれている」と発言している。

中国の加入申請に対しては、TPPから離脱した米国が 参加するUSMCAの影響が報じられている。USMCAに は、CPTPP締約国のカナダとメキシコが参加しており、 協定には、USMCA参加国が「非市場経済国」とのFTA 交渉に従事する場合の取り決めが存在する(USMCA第 32.10条)。「非市場経済国」とは、米国等が国内の貿易救 済法で指定した国を指し、中国が含まれる。USMCAで は、非市場経済国とのFTAを発効させた場合、他参加国 が6カ月前の通知を行い、USMCAから離脱することが 可能である。これについて、元メキシコ経済省アジア・ オセアニア多国間組織局長のロベルト・サパタ氏は、中 国のCPTPP加入が実現すれば「USMCAから米国が離脱 することも考えられる」として、中国のCPTPP加入を めぐる議論が長期化する可能性を指摘する。米国のジェ ン・サキ大統領報道官(2021年9月16日当時)は「(中国 の加入是非は)締約国の判断に委ねる」と、立場の明確 化を控えた。一方、米国通商代表部(USTR)の報道官 は、「中国の非市場的な貿易慣行や他国への経済的な強制 力の行使は、CPTPP締約国が中国の加入を検討する上で 考慮要素になる」(同年9月17日)と発言している。

■紛争解決の活用進むUSMCA

第三国のFTAとして、USMCAは紛争解決手続き制度の活用が目立つ。USMCAの前身である北米自由貿易協定(NAFTA)では、非公式の協議がより活用され、また手続き規定の整備も不十分であったことなどから、

1994年の発効以降で紛争解決パネルの設置はわずか3件(2000年以降は0件)であった。この経緯を踏まえ、USMCAでは、議長やパネリストの選定手続きが細かく定められた(USMCA第31.6条~31.10条)ほか、紛争解決にUSMCAを選択した際にWTOなどの他スキームを選択できない(第31.3条)旨が明記された。

こうした変更を受けて、2020年7月のUSMCA発効以降、同協定に基づく紛争解決手続き(DS)はすでに4度適用されている。カナダが牛乳やチーズなどの乳製品輸入に設定する関税割当制度(TRQ)に関して、国内事業者を不当に優遇しているとして、米国が2度の提起を行っている。1回目のパネルは米国有利の裁定を示し、カナダ政府は運用改善を完了したとするが、USTRはカナダのTRQがいまだ米小売業者などに排他的であるとして、協定違反を主張している。

一方、カナダも米国による太陽光パネル等へのセーフガード措置を協定違反と訴え、2022年2月にカナダに有利な裁定を得ている。同措置については、トランプ前大統領が最大30%の追加関税を課し、バイデン政権も延長を決定していた。裁定を踏まえ、米国・カナダ両政府は、カナダに対するセーフガード措置を停止する覚書を締結している。

自動車原産地規則の解釈をめぐっては、メキシコが2022年1月にパネルの設置を要請し、カナダも原告に加わった。争点は、域内付加価値(RVC)を満たしてUSMCA域内の原産性を獲得した部品を完成車に組み込む場合に、同部品に域外付加価値が含まれていてもRVCを100%とみなすか(いわゆるロールアップ方式)、純粋に域内付加価値の比率のみをRVCと認めるかである。米国がロールアップ方式を否定する一方、メキシコとカナダは米国の解釈がUSMCAに違反すると訴えている。

投資家対国の紛争解決(ISDS)となり得る懸案事項も出ている。メキシコのザマ油田の開発をめぐり、米石油ガス開発会社タロス・エナジーは2021年9月、隣接する油田を有するメキシコ石油公社PEMEXがメキシコ・エネルギー省により恣意的にザマ油田のオペレーターに選定されたとして、USMCAに違反すると主張している。USMCAでは、ISDSの適用範囲がNAFTAと比べて大幅に縮小したが、「石油および天然ガス事業」はISDSの対象である。

新しい紛争解決手段として、USMCAで活用が進むのが「事業者特定の迅速な労働問題対応メカニズム(RRM)」である(図表Ⅲ-36)。事業所単位で労働権侵害の有無を判定する制度で、違反が認められればUSMCAの特恵措置(関税含む)の停止といった罰則が適用される。

図表Ⅲ-36 USMCA「事業者特定の迅速な労働問題対応メカニ ズム(RRM)」手続き概要



〔出所〕USMCA協定本文などから作成

RRMが適用されたのはこれまで4件に上る(図表Ⅲ-37)。RRMに基づく正式な手続きは政府が申請する一方、多くの場合、域内の労働組合や非営利団体の申告が契機となっている。中でも、メキシコの新興独立系労組の全国工業サービス労働者独立組合20/32運動(SNITIS)の関与が目立つ。メキシコの労働組合は比較的穏健で、外資系企業が多い自動車産業などではストライキなどの労働争議が起こることは稀である²²。SNITISは急進的な新興労組として知られる。RRM提訴先の自動車部品トリドネックスが所在するマタモロス市では、SNITISが賃上げとボーナス支給を求めたストライキを展開し、同市の約50社の工場を操業停止に追い込んでいる。メキシコは2019年5月、USMCAの労働ルールを義務履行するため

図表Ⅲ-37 RRMの事例

解除。

2021年5月、米国通商代表部(USTR)がゼネラルモーターズ(GM)メキシコ工場の労働権侵害をめぐり、調査をメキシコ政府に要請。工場では労働協約を従業員が承認する投票で不正行為などがあったとされる。侵害が認定され、両国政府は7月に改善策で合意。メキシコ政府職員立ち合いの下、再投票が実施され、労働協約が否決。USTRはRRMの初の成功事例と評価。調査要請時からの、工場から輸入に対する税関での清算留保を

事例概要

2021年5月、USTRが米自動車部品メーカーのトリドネックスによる権利侵害を調査要請。メキシコの全国工業サービス労働者独立組合20/32運動(SNITIS)や米国労働総同盟・産業別組合会議(AFL-CIO)が申告。SNITISは労働協約締結に向けた代表権取得における妨害を主張。調査を経て、8月に両国政府で改善策に合意。政府立ち合いの投票や解雇従業員に賃金60万ドル超の支払いなど。

2022年5月、USTRがパナソニック・オートモーティブ・システムズのメキシコ工場で権利侵害があるとして、メキシコ政府に調査要請。SNITISや米非営利団体による申告が発端。要請に伴い、工場からの輸入の清算を留保。

2022年6月、USTRが米自動車部品メーカーのテクシド・イエロを対象 に調査要請。両国労働組合による申告に基づく。同工場からの輸入を清算 留保。同月にメキシコ政府が調査要請を受け入れ。

(注)「清算」は税関が輸入に伴う関税額を最終決定する手続き。 (出所) 米国・メキシコ政府公表資料などから作成

に連邦労働法を改正しており、2023年5月までに国内全ての労働協約を労働者の投票により承認する義務を事業者に課すなど、国内の労働者・組合の権利が拡充されている。

(3) FTAの活用課題

■発効直後から関税メリットが広がるRCEP

日本商工会議所によると、RCEPについては、発効後5カ月(2022年1~5月)で、2万4,537件もの第一種特定原産地証明書が発給された(図表Ⅲ-38)。日本がこれまで発効させたEPAの中で、歴代一のペースを記録している。日本商工会議所は、経済産業相の指定を受けた発給機関として、日本が締結するFTAのうち第三者証明制度を採用している協定について、原産地証明書を発給している。第三者証明制度を有する日本のFTAについては、RCEPに次いで、日タイEPAや日インド包括的EPA(CEPA)、日インドネシアEPAの発給件数が多い。これら二国間のFTAとは単純比較が難しいものの、RCEPは発効直後から利用が活発といえる。

RCEPの活用が進む理由として、中国と韓国の存在が大きい。日本は、ASEANやオーストラリア、ニュージーランド、インドとは個別のFTAを締結していたが、中韓とはRCEPが初めての協定となる。RCEPによる関税撤廃・削減を通じて、日本からの輸出時に関税が無税となる工業製品の割合について、中国が以前の8%から86%に、韓国も19%から92%にまで上昇する(図表Ⅲ-39)。主要な輸出製品である自動車部品は、中国向けが年間5兆円相当、韓国向けが1,900億円相当の輸出について、

²² ジェトロ「NAFTAからUSMCAへ-USMCA(米国・メキシコ・カナダ協定)ガイドブック」(2021年7月)

図表Ⅲ-38 日本商工会議所の原産地証明書発給件数(主要なFTA別、発効後5カ月)



(注) ①発効後5カ月間の発給件数が多い協定を例示。②日オーストラリア EPAについては、第三者証明制度に加えて、輸出者(生産者)または 輸入者自らが原産品申告書を作成する自己申告制度を採用している。 (出所) 経済産業省資料から作成

RCEPの譲許表に沿って関税の引き下げが行われる。 ASEANとの間でも、インドネシアの鉄鋼製品(貯蔵タンクや、ばねの一部)、タイのディーゼルエンジン部品の一部、カンボジアの一部乗用車など、既存の日 ASEAN 包括的 EPA(AJCEP)における合意を上回る水準の関税撤廃・削減が約束されている。よって、既存の協定を有する国との関係でも、譲許表を確認することで、品目ごとの特恵関税率を協定間で比較したうえで、より適切な選択を行うことが推奨される。

RCEPの特恵関税は、発効直後から域内企業に恩恵をもたらしている。日系・外資を問わず、域内の輸出入において、協定を活用している企業が確認されている(図表Ⅲ-40)。在中国日系企業の中には、日本から中国への

輸出において、電子機器や自動車部品で年間1,000万円を 超える節税効果を見込む声がある。

特恵関税を享受する条件である原産地規則が柔軟化されたことで、新たに利用を検討する向きもある。RCEPの品目別規則(PSR)は、品目によって、関税分類変更基準(CTC)と付加価値基準(RVC)の選択制を採用している。日本の既存のEPAではCTCのみを採用する品目がある。また、繊維の加工工程について、例えばAJCEPでは、協定域内で生地製造と裁断・縫製を求める2工程ルールであるのに対し、RCEPは裁断・縫製のみを域内で必要とする1工程ルールを採用している。これら柔軟なルールによって、RCEPは既存のEPAがある国との間でも、さらなる活用の幅を広げている。

RCEPによる節税効果は、飛躍的に伸びる潜在性を秘める。APECによると、関税の引き下げが進むにつれて

図表Ⅲ-40 RCEP利用事例

	40 HOEL 43/134/9
所在地	利用に関するコメント等
中国蘇州	現地の日系メーカー(電子機器部品):輸入関税が4.0%から無税に下がり、日本から輸入する原料や半製品について、発効1年目に約350万元(6,300万円、1元=約18円)近くが減税見込み。
中国上海	・現地の地場自動車メーカー:日本からトランスミッションコントローラーを輸入する際の利用を計画。関税率は7.0%から6.6%に低下。毎週約300万元(約5,400万円)相当を輸入。年間で約70万元(約1,260万円)の減税効果。 ・現地の地場化学企業:日本向け塩化カルシウム輸出に関して、原産地証明を取得。関税率は3.3%から3.0%に低下。
タイ	日系食品メーカー:日タイEPAでは困難だったが、RCEP協定で可能となり、大きな節税効果(同社関連製品の原産地規則は関税分類変更基準(CTC)または付加価値基準(RVC)の選択制。日タイEPA(CTCのみ)に比べて柔軟)。
中国大連	日系精密機器:韓国をはじめ、東南アジア各国向け貨物に対して、積極的に自ら原産地証明を発行(する)(同社は「認定輸出事業者」として、税関などに証明発行を都度依頼する必要がなく、独自に発行することが可能)。
ベトナム	日本の繊維関係者:加工工程基準が1工程というメリットがあり、日本に輸入する際、関税撤廃の選択肢が増えた。

〔出所〕ジェトロ「ビジネス短信」などから作成

図表Ⅲ-39 RCEPの関税メリット例(日本からの輸出)

E120.	III - 39 ROEPの関係メリット例(日本からの輸出)
国·地域	は メリット
中国	・工業製品の対日無税品目の割合:8%→86% ・自動車部品:約87%の品目(対中輸出5兆円)を段階的に関税撤廃 (例)電気自動車用の重要部品(モーター、リチウムイオン蓄電池の電極・素材など) ガソリン車用の重要部品(エンジン部品、カムシャフト、エンジン用ポンプなど) ・中大型車の一部などについて、中国が自主的に引き下げた税率(25%→15%)の再引き上げを防止する合意 ・鉄鋼製品(熱延鋼板の大半、合金鋼の一部)や家電(オーブン、レンジ、冷蔵庫など)が関税撤廃 ・農業分野で、水産品(ほたて貝、鮭、ぶりなど)、加工品(みそ、醤油など)、園芸(りんご、いちごなど)が関税撤廃 ・酒類では、清酒や焼酎、ウイスキー、ボトルワインなどが関税撤廃
韓国	・工業製品の対日無税品目の割合:19%→92% ・自動車部品:約78%の品目(対韓輸出 1,900億円)が関税撤廃 (例)カムシャフト、エアバックおよびその部品、電子系部品など ・化学製品(対韓輸出 1.1兆円、例:液晶ディスプレイ用保護フィルムの原料)なども関税撤廃 ・農業分野で、米菓やアイスクリーム、加工品(板チョコレート、キャンディなど)、酒類(同上の品目)が関税撤廃
ASEAN	【工業製品の関税撤廃】 ・インドネシア向け鉄鋼製品(例:貯蔵タンク、ばねの一部)やキャンピングカー ・タイ向け自動車部品の一部(例:ディーゼルエンジン部品の一部) ・カンボジア向け乗用車の一部 や、ラオス向け乗用車のほとんど 【農業分野の関税撤廃】 ・インドネシア向け牛肉や醤油 ・ラオス向け水産品(さけ・ます、かつお・まぐろなど)や、カンボジア向けのメロンや切り花

〔出所〕経済産業省・農林水産省・財務省資料から作成

無税品目の割合 (無税比率) が高まる (図表Ⅲ-41)。日本の最大輸出先である中国の無税比率は、発効により8.4%から25%に増加し、最終的に86%に達する。関税の引き下げは段階的に実施されるため、メリットは年々拡大する。RCEPによる年間の関税支払減少額は、発効初年に3,087億円で、全ての関税引き下げが終了する年には1兆1,397億円を見込む²³。これは、CPTPP (3,145億円)や日EU・EPA (2,808億円)と比べても、日本のメガFTAの中で最大の節税効果が期待される。

図表Ⅲ-41 RCEP関税撤廃による無税品目への影響

(単位:%)

F	最恵国待遇	MFN無税+RCEP(適用)無税		
国	(MFN)無税	発効初年度	最終年度	
中国	8.4	25.0	86.0	
韓国	16.0	41.4	83.0	
オーストラリア	47.6	75.3	98.3	
ニュージーランド	58.3	65.2	91.9	
ブルネイ	76.9	76.5	97.8	
カンボジア	13.5	29.9	87.1	
インドネシア	12.5	65.1	89.5	
ラオス	0.0	29.9	86.0	
マレーシア	64.6	69.9	90.0	
ミャンマー	4.2	30.0	86.0	
フィリピン	5.0	82.9	92.9	
シンガポール	100.0	100.0	100.0	
タイ	17.7	66.3	91.3	
ベトナム	31.4	65.3	86.7	
14力国平均	32.6	58.8	90.5	

(注) ①相手国で譲許表が異なる国については、対日輸入に適用される譲許表を適用。②最終年度は、RCEPによる関税率の引き下げなどがすべて終了する年度。割合は、全品目から関税削減・除外品目を除いて算出。③14カ国平均は単純平均で算出。④ブルネイは一部品目を除外する一方、MFN上は無税としている。

〔出所〕アジア太平洋経済協力(APEC)事務局資料より作成

輸入面でも、日中貿易がRCEP活用を牽引している。 RCEP発効後3カ月間の対中輸入のうち協定を利用した 輸入は5,080億円に相当する(図表Ⅲ-42)。RCEP利用額 の約92%を占める。品目別には、衣料品(HSコード61・ 62類)、化学品(28・29類)、プラスチック・同製品(39 類)が多い。

■運用課題は政府への照会で解決するケースも

発効初年度のRCEPには運用上の課題も出ている(図表Ⅲ-43)。中国では、原産地証明書に記載する関税分類 (HSコード) が2012年版である一方、現地税関の通関システムが2022年版のHS2022で運用されている。このバージョンの違いにより、双方のHSコードが異なる品目は

図表II-42 日本の輸入時における主要FTAの利用実績(2022 年 1 ~ 3 月) (単位:億円、%)

	. 0/3/	,	— III . IIII . 107
日本の既存協定	FTA 利用 (A)	輸入全体 (B)	利用率 (A)/(B)
RCEP	5,538	106,151	5.2
うち中国	5,080	55,473	9.2
⊟EU·EPA	5,309	26,444	20.1
日 ASEAN·EPA	2,634	33,515	7.9
СРТРР	2,253	39,883	5.6
日タイEPA	1,977	8,120	24.3

(注) ①期間中の利用実績が多い順に例示。②最恵国待遇 (MFN) 無税の輸入はFTA利用に含まない。③RCEPは発効国からの輸入を算出。韓国(2022年2月発効)は統計に含め、マレーシア(3月発効)は除く。〔出所〕「経済連携協定別時系列表」「貿易統計」(いずれも財務省)から作成

システム上の手続きができない事案が発生した。日本政府が中国政府に照会したところ、輸入者は紙ベースで通関手続きを行う必要があり、税関と事前に相談するよう回答が得られた。ベトナムでは、協定発効日に現地で原産地証明書の発給申請の受付が間に合わなかった。その後、受付制度に関する通達が発表され、2022年4月4日以降は申請が可能となり、協定発効日から180日以内であれば還付手続きも用意されている。また、域外である香港を経由して輸出する場合では、日本向け輸出時のRCEP利用について、確認の結果、香港総商会などが発行する未再加工証明が必要であることが判明している。こうした協定利用上のトラブルや不明点は今後も生じることが想定され、発生時には日本国政府や輸入国政府(税関等)への相談をまず行うことが推奨されている。

図表Ⅲ-43 RCEP運用上のトラブル事例

国・地域	事案の概要
中国	原産地証明書に記載されるHSコード(HS2012)が中国の通 関システム(HS2022)と一致せず、システム上手続できない 事案が発生。
ベトナム	原産地証明書の発給受付に遅れが発生。ベトナムの協定発効日である2022年1月1日に間に合わず、2月18日に通達。4月4日付で施行。発効後から同日までに輸入された貨物には還付申請が可能。
香港	香港経由で中国原産品を輸出する際の手続き(未再加工証明の 発給機関)が不透明。(確認の結果、香港総商会などで対応可 能と判明)。

■税関手続きの電子化が貿易円滑化に貢献

FTA活用を促す策として、原産地証明書の電子化の取り組みも進展をみせた。RCEP加盟国の多くでは、それぞれ対応する協定の種類は異なるが、証明書の原本をPDFなどでスキャンしたファイルなど電子データの提出が可能となっている²⁴。また、インドネシア、ベトナ

²³ 財務省等「地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定に係る関税収 入減少額及び関税支払減少額の試算について」(令和3年3月)

²⁴ RCEP協定署名国の輸入国税関における原産地証明書/原産地 申告のPDFなどの電子ファイルでの提出の受け入れ対応状況に ついては、ジェトロ作成「RCEP協定解説書(2022年2月改訂版)」を参照。

ム、フィリピンは、新型コロナ関連の特別対応として、 紙原本をスキャンしたPDFなどを受け付ける措置を 行った。同措置を恒久化するかは、各国協議中としてい る。タイとマレーシアは、電子提出を受け入れるための システムの開発を進めている。

ASEAN域内の輸入関税を無税化するASEAN物品貿 易協定(ATIGA)では、ASEANシングルウィンドウ (ASW) の一環として、2018年から域内5カ国 (インド ネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、ベトナム) で運用が開始された電子証明書 (eフォームD) の共有シ ステムについて、残る5カ国も順次参加し、2020年1月 から全加盟国で導入されている。ASEANの荷揚げ港(港 湾・空港・国境など)で原則利用可能とする取り組みで、 2022年3月には、タイからの輸出でeフォームDが利用 可能な港として、ミャンマーの6港とインドネシアの1 港が追加された。その他の書類についても、同年2月以 降、ASEAN税関申告書類(ACDD)の情報共有が6カ 国(カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、マ レーシア、ミャンマー) で実施されており、また衛生植 物検疫証明の電子化 (e-Phyto) 実現を2022年第3四半期 までにインドネシアとタイ、マレーシアで目指す。

日本との関連では、タイ税関が2022年3月、日タイ EPA (JTEPA) の原産地証明書をPDF形式で受理でき る体制を整えたことを発表している。これにより、紙ベー スの申告を終了し、事業者はPDF形式の電子フォーム を、新たなシステムを通じて提出することになっている。 こうした電子化に伴い、原産地証明書の真正性を担保 する目的で、デジタル技術の導入も進む。オーストラリ アとシンガポールは、2国間のデジタル経済協定に基づ き、ブロックチェーン技術を活用したデジタル認証プ ラットフォームを運用している。暗号技術により、原産 地証明書を含む貿易関連書類の偽造や改ざんを困難にす る。また、別の技術として、証明書の記載情報が発給機 関の登録情報と合致しているかの確認を容易にするため に、QRコードを採用する機関も増えている。日インド 包括的EPA(CEPA)でも、新型コロナ対応として、イ ンド側が暫定的にQRコードを付した原産地証明書を発 給していたが、2021年3月には同対応が恒常化されたこ とが確認されている。